

精神障がい者の退院後の支援

目的

入院をした精神障がい者が、地域でその人らしい生活を安心して送れるよう、本人のニーズに応じた、関係者・関係機関による多面的かつ重層的な支援を提供できる体制の整備を図る

事業概要

支援対象者が退院後に社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な医療その他の援助を適切かつ円滑に受けられることができるよう、以下のような退院後支援の仕組みを整備する国から出された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という)第47条に規定する相談支援業務の充実を図る

(1) 対象者

熊本市が中心となって退院後の医療等の支援を行う必要があると認めた入院中の精神障がい者措置入院者については、都道府県知事等が入退院の決定を行うものであり、退院後支援に自治体が関与する必要性が高いと考えられるため、まずは、措置入院者のうち退院後支援を実施する必要性が特に高いと認められる者から支援対象とする
試行：平成30年10月から 1～2件

(2) 退院後支援計画作成

支援対象者のうち、計画に基づく支援を受けることに同意した者について作成する
 同意がない場合は、必要時相談支援等を提供できるよう環境整備を行う

熊本市が入院中の医療機関にニーズアセスメントや計画に対する意見書等を依頼し、関係者と調整し、6ヵ月間(最長1年間)の退院後支援計画を作成する

(3) 調整会議

計画作成に当たっては、支援対象者及び関係者による調整会議を開催し支援体制を整える

(4) 退院後支援

退院後支援計画に基づき関係者と連携して相談指導を行う

支援対象者が地域に退院した後は、熊本市が計画に基づき、本人及び家族その他の支援者に対して、電話、訪問、来所による相談等の相談支援を行う。

また、計画に基づく支援全体が適切に行われるよう、医療等の支援の実施状況を確認し、障害者総合支援法及び介護保険法に基づく支援計画等も勘案して支援関係者と支援の実施に係る連絡調整を行うことにより、支援全体の調整主体としての役割を担う。退院後支援の実施状況の把握や課題解決に向けた協議を行うため、必要に応じて会議を開催し、本人の状況に応じた適切な支援が実施できるよう調整を行う。

(5) 今後のスケジュール

平成30年度試行 平成31年度からの本稼働に向けて予算要求中

精神障がい者の退院後の支援の流れ(イメージ)

